

## 研修委員会規程

(2002年5月31日日本評価学会理事会決定)

改正

2020年9月25日

(目的)

1. 研修委員会は、評価の普及及び評価に関する人材育成に寄与することを目的とする。

(研修委員会)

2. 研修委員会は、評価士養成講座の運営及び上級評価士の審査にかかる事務を行う。

3. 研修委員会は、学会会員10名以内をもって組織する。

4. 研修委員長は年1回以上の会合を招集する。研修委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(活動方針)

5. 研修委員会は、その目的を達するために以下3項目の活動を行う。

(1) 評価士養成講座の開催

(2) 評価士及び上級評価士審査に関する事務を含む認定制度の企画運営

(3) 評価士養成講座の教材制作及び講師の調整

6. 前項のうち評価士の認定については、理事会の議を経て会長がこれを行う。

(附則)

1. この規定は、2020年10月1日より施行する。

2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。